

# 第13次鳥獣保護管理事業計画

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

沖 縄 県

# 目 次

第一 計画の期間-----	1	(5) 一般鳥獣-----	12
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項-----	1	2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定--	12
1 鳥獣保護区の指定-----	1	(1) 許可しない場合の基本的考え方-----	13
(1) 鳥獣保護区指定の目的と意義-----	1	(2) 許可に当たっての条件の考え方-----	13
(2) 方針-----	1	(3) わなの使用に当たっての許可基準-----	13
(3) 鳥獣保護区の指定等計画-----	3	(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る 捕獲許可の考え方-----	14
2 特別保護地区の指定-----	6	(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る 捕獲許可の考え方-----	14
(1) 方針-----	6	3 目的別の捕獲許可の基準-----	14
(2) 特別保護地区指定計画-----	7	3-1 学術研究を目的とする場合-----	14
3 休猟区の指定-----	9	(1) 学術研究-----	14
(1) 方針-----	9	(2) 標識調査-----	15
(2) 休猟区指定計画-----	9	3-2 鳥獣の保護を目的とする場合-----	16
4 鳥獣保護区の整備等-----	10	(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的-----	16
(1) 方針-----	10	(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的-----	16
(2) 整備計画-----	10	(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的-----	17
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項-----	11	3-3 鳥獣の管理を目的とする場合-----	17
1 鳥獣の人工増殖-----	11	(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的--	17
2 放鳥獣-----	11	(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る 被害の防止の目的-----	18
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項----	11	3-4 その他特別の事由を目的とする場合-----	24
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方-----	11	(1) 博物館、動物園その他これに類する 施設における展示の目的-----	24
(1) 希少鳥獣等-----	11	(2) 愛玩のための飼養の目的-----	24
(2) 狩猟鳥獣-----	11	(3) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的-----	24
(3) 外来鳥獣-----	12	(4) 前各号に掲げるもののほかその他公益上の必要がある	
(4) 指定管理鳥獣-----	12		

と認められる目的-----	24	の作成に関する事項-----	28
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項-----	25	1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針-----	28
4-1 捕獲許可した者への指導-----	25	2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針-----	28
(1) 捕獲物又は採取物の処理等-----	25	3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針-----	29
(2) 従事者の指揮監督-----	25		
(3) 危険の予防-----	25	第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項-----	29
(4) 錯誤捕獲の防止-----	26	1 方針-----	29
4-2 許可権限の市町村長への委譲-----	26	2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査-----	29
4-3 鳥類の飼養登録-----	26	(1) 方針-----	29
(1) 方針-----	26	(2) 鳥獣生息分布調査-----	29
(2) 飼養適正化のための指導内容-----	26	(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査-----	29
4-4 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項-----	26	(4) 狩猟鳥獣生息状況調査-----	30
		(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査-----	30
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項-----	27	3 法に基づく諸制度の運用状況調査-----	30
1 特定猟具使用禁止区域の指定-----	27	(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査-----	30
(1) 方針-----	27	(2) 捕獲等情報収集調査-----	31
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画-----	27	(3) 制度運用の概況情報-----	31
2 特定猟具使用制限区域の指定-----	27	4 新たな技術の研究開発・普及-----	31
3 猟区の設定-----	27		
4 指定猟法禁止区域の指定-----	27	第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項-----	31
(1) 方針-----	27	1 鳥獣行政担当職員-----	31
(2) 許可の考え方-----	28	(1) 方針-----	31
(3) 条件の考え方-----	28	(2) 設置計画-----	32
(4) 法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域指定計画-----	28	(3) 研修計画-----	32
		2 鳥獣保護管理員-----	32
		(1) 方針-----	32
		(2) 設置計画-----	33
		(3) 年間活動計画-----	33
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画			

(4) 研修計画-----	33
3 保護及び管理の担い手の育成及び配置-----	33
(1) 方針-----	33
(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策-----	33
(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保-----	33
4 鳥獣保護管理センター等の設置-----	34
5 取締り-----	34
(1) 方針-----	34
(2) 年間計画-----	34
第九 その他-----	34
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題-----	34
2 狩猟の適正化-----	34
3 傷病鳥獣救護への対応-----	34
4 油等による汚染に伴う水鳥の救護-----	35
5 感染症への対応-----	35
6 普及啓発-----	36
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等-----	36
(2) 安易な餌付けの防止-----	36
(3) 猟犬の適切な管理-----	37
(4) 野鳥の森等の整備-----	37
(5) 愛鳥モデル校の指定-----	37
(6) 法令の普及徹底-----	37

## 第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

#### (2) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

琉球政府時代は、鳥獣保護区（与那覇岳、西銘岳、伊部岳、佐手川流域、喜如嘉、松田、天底、伊豆味、名護岳、山田、比謝川、熱田、首里末吉、比屋定、狩俣、バナナ岳、川平湾、大原）や禁猟区（西表浦内川上流カンピレー、奥武山漫湖）、銃猟禁止区域（平良市大野山林）を指定して鳥獣の保護を図っていた。

昭和47年の祖国復帰後は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律32号）、（現「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）」（以下「法」という。））に基づき、鳥獣保護行政を行うようになり、昭和49年には北大東、南大東、大保、屋嘉比島鳥獣保護区、昭和50年には仲里、恩納、山田、安波、具志川、狩俣鳥獣保護区、昭和52年には与那覇湾鳥獣保護区、昭和59年には伊良部鳥獣保護区、そして平成24年には粟国島、チービシ（ナガンヌ島、クエフ島及び神山島）を指定している。

また、県指定鳥獣保護区のうち、鳥獣保護をより一層充実させるため、平成8年に屋我地、平成9年に漫湖、平成10年に仲の神島、平成12年に与那国、平成13年に西表、平成15年に名蔵、平成16年に南北大東島、平成21年に安波と伊部岳を、平成23年に与那覇湾と池間を国指定へと移管した。

現在、県指定鳥獣保護区は16箇所（総面積8,731ha）となっており、国指定鳥獣保護区の11箇所（総面積23,455ha）を合わせると27箇所（総面積32,186ha）となる。

本県は、亜熱帯・海洋性気候のもと、広大な海域に点在する多くの島しょから成り立ち、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ等の固有種を始めとした鳥獣が生息するとともに渡り鳥の重要な渡来地及び休息地となっている。(1)に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、以下の方針により、鳥獣保護区の指定に努める。

(ア) 鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との共存が図られるよう十分留意する。

(イ) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

(ウ) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、

地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める地域に鳥獣保護区を指定するとともに、県全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

- (エ) 自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域においては、できる限り包含するように考慮する。
- (オ) ノグチゲラやヤンバルクイナ等希少鳥獣が生息する鳥獣保護区については、鳥獣保護を一層充実させ、生息環境の保全を図るため国指定鳥獣保護区への移管を検討する。
- (カ) 本計画期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、原則として期間更新を行う。

#### イ 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。なお、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

##### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。当該保護区は、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

##### (イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。指定に当たっては、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。

##### (ロ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものを除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を指定する。

##### (ハ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。

##### (ニ) 希少鳥獣生息地の保護区

第四の1-(1)に定める希少鳥獣等その他の絶滅の恐れのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地で、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定する。

##### (ホ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や湖畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域を指定する。



森林鳥獣生息地	箇所								1		1	2	0	箇所	7
	変動面積								240		8	248	0	面積	1,798
大規模生息地	箇所													箇所	
	変動面積													面積	
集団渡来地	箇所												3	箇所	5
	変動面積												149	面積	5,764
集団繁殖地	箇所													箇所	1
	変動面積													面積	62
希少鳥獣生息地	箇所													箇所	4
	変動面積													面積	1,037
生息地回廊	箇所													箇所	
	変動面積													面積	
身近な鳥獣生息地	箇所										1	1	1	箇所	3
	変動面積										19	19	114	面積	333
計	箇所								1		2	3	4	箇所	20
	変動面積								240		27	267	263	面積	8,994

\*箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E \*\*箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E

(注)・森林鳥獣生息地の「鳥獣保護区指定の目標」欄は次により記入する。

箇所 = 林野面積 115,602 ha × 1/10000 = 11 箇所 面積 = 11 箇所 × 300ha = 3,300 ha

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

指定無し

(イ) 大規模生息地の保護区

指定無し

(ウ) 集団渡来地の保護区

本計画においては、渡り鳥等の集団渡来地である大浦川河口域、億首川下流域、米須海岸において鳥獣保護区の指定を図る。

(第2表)

保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	公有水面	備考
---------	------------	-----------	------	------	------	----

						の占有率	
令和4年度	サギ、シギ、チドリ類(クロツラヘラサギ含む)	糸満市	米須	44ha	20年	64%	
計			1箇所	44ha			
令和7年度	サギ、シギ、チドリ類	名護市	大浦川	16ha	20年	0%	
	サギ、タカ、シギ、チドリ類等	金武町	億首川	89ha	20年	4.2%	
計			2箇所	105ha			
合計			3箇所	149ha			

(エ) 集団繁殖地の保護区

指定無し

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

指定無し

(カ) 生息地回廊の保護区

指定無し

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

本計画においては、遊歩道が整備され、地域住民の憩いの場となっている具志頭地域において、鳥獣保護区の指定を図る。

(第3表)

	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備考
令和4年度	八重瀬町	具志頭	114ha	20年	
計		1箇所	114ha		
合計		1箇所	114ha		

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第4表)

				指定面積の移動		
--	--	--	--	---------	--	--

	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	異動前の面積	異動面積	異動後の面積	変更後の指定期間	変更理由	備考
令和6年度	森林鳥獣生息地	大保	期間更新	240ha	0ha	240ha	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで		
計		1箇所		240ha	0ha	240ha			
令和8年度	森林鳥獣生息地	比謝川	期間更新	8ha	0ha	8ha	令和8年9月26日から 令和28年9月25日まで		
	身近な鳥獣生息地	末吉	期間更新	19ha	0ha	19ha	令和8年9月26日から 令和28年9月25日まで		
計		2箇所		27ha	0ha	27ha			
合計		3箇所		267ha	0ha	267ha			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

県は昭和49年に屋嘉比島、南大東、北大東特別保護地区、昭和50年には具志川特別保護地区、また、昭和60年には伊部岳、名護岳、佐手、西銘岳特別保護地区、昭和61年には末吉、比謝川特別保護地区を指定し、さらに平成24年には粟国及びチービシ特別保護地区を指定した。これら特別保護地区は鳥獣保護区の期間満了に伴う更新と併せて再指定してきた。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、以下の方針により、特別保護地区の指定に努める。

(ア) 指定された鳥獣保護区においては、この区分に従い特別保護地区及び同地区内の特別保護指定区域の指定を積極的に進める。このため、特に良好な生息環境の確保が求められる集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所において特別保護地区を指定するよう努める。

(イ) 特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を野生鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

(ウ) 本計画期間中に期間満了となる特別保護地区については、原則として再指定を行う。

#### イ 指定区分ごとの方針

##### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定し、鳥獣保護区指定箇所数の2分の1以上の地域につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

本計画期間中に鳥獣保護区の指定を図ることとしている大浦川河口域及び億首川下流域については、鳥類の生息状況調査の結果を踏まえ、特別保護地区の指定を検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するために必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広範囲に指定するよう努める。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(ク) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所で必要と認められる地域について検討する。

(2) 特別保護地区指定計画

(第5表)

(面積単位：ha)

	特別保護区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	年度	本計画期間に指定する特別鳥獣保護区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				4	5	6	7	8	計(B)	4	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所					1	1						
	面積	224	変動面積					8	8						
大規模生息地	箇所		箇所												
	面積		変動面積												
集団渡来地	箇所	1	箇所	1					1						
	面積	0.4	変動面積	44					44						

集団繁殖地	箇所	1	箇所												
	面積	19	変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所	4	箇所												
	面積	240	変動面積												
生息地回廊	箇所		箇所												
	面積		変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所	1	箇所	1				1	2						
	面積	19	変動面積	114				19	133						
計	箇所	10	箇所	2				2	4						
	面積	502	変動面積	158				27	185						

		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別鳥獣保護地区						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**	
		4	5	6	7	8	計(D)	4	5	6	7	8	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所											1	1	0	箇所	3
	変動面積											8	8	0	面積	224
大規模生息地	箇所														箇所	
	変動面積														面積	
集団渡来地	箇所													1	箇所	2
	変動面積													44	面積	44
集団繁殖地	箇所														箇所	1
	変動面積														面積	19
希少鳥獣生息地	箇所														箇所	4
	変動面積														面積	240
生息地回廊	箇所														箇所	
	変動面積														面積	
身近な鳥獣生息地	箇所											1	1	1	箇所	2
	変動面積											19	19	114	面積	133
計	箇所											2	2	2	箇所	12

変動面積								27	27	158	面積	660
------	--	--	--	--	--	--	--	----	----	-----	----	-----

\*箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E \*\*箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E

(第6表)

	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和4年度	集団渡来地	米須	44ha	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	44ha	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで			新規
	身近な鳥獣生息地	具志頭	114ha	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	114ha	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで			新規
計		2箇所	158ha		158ha				
令和8年度	森林鳥獣生息地	比謝川	8ha	令和8年9月26日から 令和28年9月25日まで	8ha	令和8年10月3日から 令和28年9月25日まで			再指定
	身近な鳥獣生息地	末吉	19ha	令和8年9月26日から 令和28年9月25日まで	19ha	令和8年9月26日から 令和28年9月25日まで			再指定
計		2箇所	27ha		27ha				
合計		4箇所	185ha		185ha				

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期を検討する。

#### (2) 休猟区指定計画

指定なし

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

鳥獣保護区の整備は、年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

##### ア 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど管理に努める。

##### イ 観察等利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察のための施設等の整備に努める。

##### ウ 調査、巡視等管理

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査・巡視等の管理の充実に努める。

##### エ 保全事業に関する基本的な考え方

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

##### (2) 整備計画

##### ア 管理施設の設置

(第7表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	制札21	制札2	制札0	制札0	制札4	制札2
案内板の整備	現状把握に努め、必要に応じて整備することを検討する。					

##### イ 利用施設の整備

無し

##### ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	37	37	37	39	40
	人 数	鳥獣保護管理員 36人	鳥獣保護管理員 36人	鳥獣保護管理員 36人	鳥獣保護管理員 36人	鳥獣保護管理員 36人

管理のための調査の実施	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等	鳥獣生息状況調査 密猟パトロール等
-------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖については、その効果と影響を勘案して、慎重に対応する。

#### 2 放鳥獣

鳥類については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により生態系を攪乱し、生物多様性に悪影響を及ぼすおそれがあるので、原則として放鳥を行わないよう指導する。ただし、狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るため必要と認められる箇所においては、当該箇所の生態系を考慮した上で、地元住民、関係機関と調整の上、放鳥の適否、方法等について助言する。

また、哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導する。

### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

##### (1) 希少鳥獣等

##### ア 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定められたものとする。

また、本県が作成したレッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣も対象とする。

##### イ 保護及び管理の考え方

環境省令で定められた希少鳥獣においては、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組みが適切に図れるように協力する。

また、本県が定める希少鳥獣においては、適切な保護及び管理のため、必要に応じ調査等を行い、生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

##### (2) 狩猟鳥獣

##### ア 対象種

環境省令で定められている鳥獣とする。

##### イ 保護及び管理の考え方

本県ではハシブトガラスやイノシシなどによる農作物被害及び生態系に係る被害が依然としてあることから、県農林水産部及び市町村と連携しながら

ら、生息状況等の把握のための調査、捕獲等を行い、適切な保護及び管理を実施する。

### (3) 外来鳥獣

#### ア 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を越えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

#### イ 管理の考え方

本県では、令和2年3月に策定した沖縄県外来種対策行動計画に基づきマングース等の捕獲を実施している。併せて、沖縄島に生息するタイワンシロガシラ（以下「シロガシラ」という。）、インドクジャク及びコウライキジ等による農林水産業に係る被害が依然として見受けられることから、県農林水産部及び市町村と連携しながら、生息状況等の把握のための調査、捕獲等を行う。なお、その他の外来鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が確認された場合は、狩猟による捕獲等（ただし、狩猟鳥獣に限る）及び被害の防止の目的での捕獲を推進し、被害の防止を図る。

### (4) 指定管理鳥獣

#### ア 対象種

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及び将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定めるものとする。

#### イ 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。

第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と捕獲等による目標達成状況の評価に努める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲目標頭数等の目標との整合を図る。

### (5) 一般鳥獣

#### ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

#### イ 保護及び管理の考え方

分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となる。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能とする。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画という。」）に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、原則として以下の基準を満たすものとする。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a 原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合は、aの規制に加えて、原則として、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸齒がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

#### イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

#### (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

#### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

### 3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

#### 3-1 学術研究を目的とする場合

##### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ロ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

##### イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

##### ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

エ 期間

1年以内

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）（以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

網、わな又は手捕。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるように行われるものとする。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員も含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

イ 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）

ウ 期間

第一種特定鳥獣計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ、適切に対応する。

エ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成のために必要かつ適切な区域

オ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員も含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域。

オ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は県の鳥獣行政担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

必要と認められる区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

原則として以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるように行われるものとする。

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であつて、以下の(ア)から(エ)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

(ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

(イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

(ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

(エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾装弾は使用しないよう努める。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下(2)において「被害」という。)の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下(2)において「予察」という。）についても許可する基準とする。

ア 鳥獣による被害発生予察表の作成

(7) 予察表に係る方針等

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察をする。

予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

(イ) 予察表

(第9表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	水稻、サトウキビ、野菜、いも類、果樹	←												→	沖縄島、八重山諸島、宮古島、慶良間諸島



(ウ) 被害発生予察地図

省略

イ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

農作物への被害、生活環境若しくは生態系へ影響を及ぼし又はそのおそれのある鳥獣については、第12次鳥獣保護管理事業計画期間内における被害の防止の目的での捕獲実績を基にして、農作物被害状況、鳥獣の生息密度等を勘案し、総合的・効果的な防除方法、狩猟を含む適正な管理方法を検討し、適正生息数の維持を図る。

(イ) 防除方法の検討、個体管理の実施等の計画

(第10表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
イノシシ	令和4年度～令和8年度	市町村等による被害の防止の目的での捕獲及び狩猟期における捕獲により個体群管理を図る。	
ハシブトガラス	令和4年度～令和8年度	関係機関と調整し、効果的な防除方法の検討を行うとともに、被害の防止の目的での捕獲により個体群管理を実施する。	
外来種等 (シロガシラ、キジ、 インドクジャク等)	令和4年度～令和8年度	関係機関と調整し、被害実態の把握、効果的な防除方法の検討を行うとともに、被害の防止の目的での捕獲により個体群の低減を図り、根絶を目指す。	

ウ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

(ア) 基本的考え方

a 被害防除対策との関係

被害の防止の目的での捕獲は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに許可することとする。

b 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

また、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査し、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

c 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整として

の捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

(イ) 許可基準

a 許可対象者

(a) 許可対象者は、原則として次のすべてに該当する者とする。

- i 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）とし、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、網を使用する場合は網猟免許、わなを使用する場合はわな猟免許を所持する者であること。
- ii 狩猟者共済又はハンター保険に加入していること。
- iii 法、銃砲刀剣類所持等取締法等の法令に違反したことがないこと。

(b) ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の i から iv のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、上記(a)を満たさない者も許可対象者としてすることができる。

i 法人に対する許可であって、以下の(i)から(iv)の条件を全て満たす場合

- (i) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- (ii) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- (iii) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- (iv) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

ii 小型の箱わな若しくはつき網又は手捕りにより、ファイリマングース、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）等の小型の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

- (i) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
- (ii) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

iii 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

iv 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシその他鳥獣を捕獲する場合

b 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭又は個）であること。ただし、外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合には、適用しない。

c 期間

原則として被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

ただし、捕獲等の対象が外来鳥獣である場合や、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

d 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて必要かつ適切な区域とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあつては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

e 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

f 鳥獣の種類ごとの許可基準

原則として、第11表の基準に基づき許可する。ただし、現に被害があつて必要と認められる場合等はその限りではない。

(第11表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数 (以内)	1人当たり 駆除羽(頭) 数(以内)	許可対象者	留意 事項		
知事 及び 権限 委譲 して いる 市町 村長	イノシシ	銃器 わな等	沖縄県全域	通年	1年	必要数	(1) 国、地方公共団体		水稲、サトウキビ、野菜、 いも類、果樹	
	ハシブトガラス	銃器 わな等	沖縄県全域	通年	1年	必要数			(2) 法第9条第8項 の規定により環境 大臣の定める法人	野菜、果樹、畜産飼料、家 畜、サトウキビ、生活環境
	ヒヨドリ	銃器	沖縄県全域	通年	1年	3	果樹、野菜			
	キジバト	銃器 わな等	沖縄県全域	通年	1年	10	(3) 鳥類を銃器以外 の方法で捕獲等す	水稲、野菜、ソバ、畜産飼 料、生活環境		
	バン	銃器	沖縄県全域	通年	1年	3		水稲		

カモ類	銃器	沖縄県全域	通年	1年	5	る場合は、鳥類から被害を受けた者 (4) その他特に必要があると認められる者	水稻	
キジ	銃器	沖縄県全域	通年	1年	必要数		水稻、野菜、果樹、いも類、生態系	
カワラバト (ドバト)	捕獲箱	沖縄県全域	通年	1年	必要数		生活環境	
インドクジャク	銃器 わな等	宮古地域、 八重山地域	通年	1年	必要数		水稻、野菜、果樹、いも類、 葉たばこ、家畜、生態系	
シロガシラ	銃器 捕獲箱	沖縄県全域	通年	1年	必要数		野菜、果樹、いも類、花卉	
その他外来鳥獣	銃器 わな等	沖縄県全域	通年	1年	必要数		生態系等	
その他	調査に基づき適宜考慮する。							

エ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

現在、県内においては、鳥獣被害防止特措法に基づき関係機関と協議の上、市町村が被害防止計画を作成し、ハシブトガラス、シロガシラ、イノシシ、インドクジャク、キジ等を対象として鳥獣被害対策実施隊を設置して、被害の防止の目的での捕獲を実施している。一市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言する。

(イ) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第12表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
銃器を使用して捕獲を実施する鳥獣	沖縄県全域	

(ウ) 指導事項の概要

a 捕獲隊の編成にあたっては、次の順序に従い捕獲従事者を選定する。

- (a) 当該年度の狩猟登録者
- (b) 前年度の狩猟登録者
- (c) 狩猟免許取得者
- (d) 狩猟又は被害の防止の目的での捕獲の経験者
- (e) 直接被害を受けている者

- b 捕獲隊の班の編成にあたっては、捕獲従事者、関係者、被害者等で班編成をおこない、安全性等を十分に考慮し、地域の実状に応じた人数で行うものとする。
- c 被害の防止の目的での捕獲の実施
  - (a) 捕獲従事者又は捕獲隊が被害の防止の目的での捕獲を実施するときは、関係者の指導のもとに実施する。
  - (b) 捕獲隊員は、常時出動できる体制をとるものとする。
  - (c) 捕獲従事者は、被害の防止の目的での捕獲の実施の際は、腕章を着けるものとする。
  - (d) 捕獲隊員は、被害の防止の目的での捕獲によるの普及啓発効果を考慮し、被害の防止の目的での捕獲実施の際は公共的秩序ある行動をとるものとする。

3-4 その他特別の事由を目的とする場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的  
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
- (2) 愛玩のための飼養の目的  
愛玩のための飼養の目的での捕獲は許可しない。
- (3) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的  
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的  
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等

(第13表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る)の関係者又はこれら	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。

		の者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）及び数（羽、頭又は個）			
前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。			

#### 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 4-1 捕獲許可した者への指導

###### (1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないように指導する。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外にあつては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

###### (2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

###### (3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知す

るよう指導する。

#### (4) 錯誤捕獲の防止

錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

#### 4-2 許可権限の市町村長への委譲

県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、円滑に制度の運営が図られるよう努める。近年、ハシブトガラスやシロガシラ、イノシシなどの被害が多く、被害防止の迅速な対応が求められていることから、生活環境及び農林水産業被害の防止の目的に係る捕獲等又は採取等の許可について、市町村長への許可権限の委譲を検討する。

捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、環境省基本指針及び県鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに県に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとし、既に権限を移譲した愛玩を目的とした捕獲許可については、許可せず、適切に対応していくよう助言する。

#### 4-3 鳥類の飼養登録

##### (1) 方針

野生鳥獣の保護思想の普及を図る中で、各市町村と協力し、適正な管理が行われるよう努めるものとする。また、鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

エ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

##### (2) 飼養適正化のための指導内容

適正な飼養について、広報等により啓発を図るとともに、県職員、各市町村職員及び鳥獣保護管理員等により巡回し、違反等の防止に努める。

#### 4-4 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

本計画では、特定猟具使用禁止区域については指定しない方針である。特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止することが必要な区域が生じた場合は、以下の区域について特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

#### ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

#### イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

#### ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

#### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

指定なし

### 2 特定猟具使用制限区域の指定

本計画では、特定猟具使用制限区域については指定しない方針である。特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静寂の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域が生じた場合は、地元市町村、猟友会、警察署等関係者と協議の上指定する。

### 3 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために管理が必要な区域において必要に応じて設定する。

### 4 指定猟法禁止区域の指定

#### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定を検討する。特に、鉛製銃弾については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

現在、本県においては、伊是名村全域を鉛散弾規制地域に指定しており、現行規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進めていく。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な

情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域指定計画

(第14表)

区域名	面積	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備考
伊是名島指定猟法禁止区域	1,409ha	平成12年	必要に応じて移行	

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるもの（第一種特定鳥獣）とする。

第一種特定鳥獣保護計画は、第一種特定鳥獣があると認める場合に作成する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるもの（第二種特定鳥獣）とする。

第二種特定鳥獣管理計画は、第二種特定鳥獣がある場合と認める場合に作成する。

(第15表)

沖縄県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
--------	---------	---------	-------	------	----

令和3年度	生物多様性の保全及び農作物被害の軽減	イノシシ (イノブタを含む)	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	慶良間諸島（渡嘉敷村・座間味村）の全域	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を策定する
-------	--------------------	-------------------	---------------------------	---------------------	-----------------------

### 3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要がある場合は、実施計画を策定し、事業の推進を図る。実施計画では、対象鳥獣の種類、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の内容、事業の実施体制、その他必要な事項等について定める。また、効率的・効果的な計画となるよう、有識者や専門家、関係機関の意見を踏まえ策定する。

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 方針

本県には、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等をはじめとする数多くの固有種が生息するとともに、緑地や干潟はサシバやシギ・チドリ等渡り鳥にとって重要な渡来地及び休息地となっている。

一方、外来種であるフィリマングースのやんばる地域への侵入により、捕食等による固有種の生存が脅かされている。このことから、本県では平成12年度からマングースの防除事業を開始した。継続した取り組みが功を奏し、現在、沖縄本島北部地域におけるマングースの分布域は縮小傾向にあるが、依然として固有種にとって脅威となっている。

また、外来種等であるシロガシラ、インドクジャク及びキジ並びに狩猟鳥獣であるイノシシ及びハシブトガラスについては、生息域が拡大している種もあり、生態系や農林水産業等に被害を与えている。

そのため、科学的な知見に基づいた鳥獣の保護及び管理の推進を図るために、鳥獣の生息分布等の調査を実施し、併せて外来種対策のための基礎資料とする。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

沖縄県に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査を実施する。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

本県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査する。

なお、保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成する。

#### (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

本県に所在する鳥類の渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を、実施する。

本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(第16表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県全域	令和4年度～令和8年度	沖縄県鳥獣保護管理員に地区を割り当て、定点カウント法により一斉調査する。	狩猟者へ狩猟の自粛を呼びかける

(4) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて調査を行う。

(第17表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	令和4年度～令和8年度	調査内容：メッシュ単位の捕獲数調査 調査方法：狩猟者からの捕獲報告	

(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあつては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

(第18表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	令和4年度～令和8年度	メッシュ単位の捕獲数調査	慶良間諸島に限る

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定、管理等を適正に行うため、既指定の鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域等において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

なお、被害の状況等の調査に当たっては市町村等の協力を得て行う。

(第19表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
県指定の全鳥獣保護区	適宜	鳥獣保護管理員により、一般鳥獣の定点カウント法又はロードセンサス法で調査する。	

大保鳥獣保護区	令和5年度	鳥獣保護管理員、業務委託等により、一般鳥獣の定点カウント法又はロードセンサス法で調査する。	令和6年度鳥獣保護区更新
比謝川鳥獣保護区 末吉鳥獣保護区	令和6年度		令和8年度鳥獣保護区更新及び特別保護地区再指定
大浦川河口域 億首川下流域	令和4年度～令和5年度		令和7年度鳥獣保護区新規指定
将来的な指定候補地 (泡瀬干潟、古宇利島等)	計画期間内の必要な時期	鳥獣保護管理員、業務委託等により、一般鳥獣の定点カウント法又はロードセンサス法で調査するとともに、既存資料の収集を行う。	

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

本県が、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握することを努める。この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

4 新たな技術の研究開発・普及

新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、地方検察庁、警察署等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

(2) 設置計画

(第20表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (自然保護課)	1	4	5	1	4	5	法全般
出 先							
(北部農林水産振興センター森林整備保全課)		2	2		2	2	狩猟事務
(南部林業事務所)		2	2		2	2	鳥獣捕獲許可事務
(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)		2	2		2	2	
(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)		2	2		2	2	

(3) 研修計画

(第21表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物保護研修	国	不定期	1回	全国	1	野生生物保護に関する研修	
鳥獣保護担当者研修	県	4月	1回	全県	4	法令解説等	
市町村担当者研修	県	不定期	必要数	必要な範囲で行う	必要数	法令解説等	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

ア 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。

イ 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

ウ 鳥獣保護管理員の総数について

鳥獣保護区等の分布、可猟地域、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣の保護及び管理についての普及啓発状況等を勘案して適正配置を行う。

(2) 設置計画

(第22表)

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率(C/A)
36人	34人	94%	2人	0人	0人	0人	0人	36人	100%

(3) 年間活動計画

(第23表)

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護管理パトロール	←												→	自治体職員が同行
許可証等の検査及び店舗等の立入検査	←												→	
鳥獣保護管理思想の普及啓発	←												→	
生息状況等調査(サシバ、ガン・カモ)							↔				↔			

(4) 研修計画

(第24表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
資質向上のための情報提供	県	5月	1回	全県	36人	法令解説、県事業計画の説明、活動内容の情報提供等	

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域の把握に努め、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟者の減少及び高齢化が危惧されているため、減少防止対策を検討する。

(3) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知

識及び技術の向上を図る。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

科学的・計画的な鳥獣保護管理の総合的な拠点としての鳥獣保護管理センター等の設置またはこれに代わる仕組み等について検討する。

なお、当面は、環境省やんばる野生生物保護センター、西表野生生物保護センター及び漫湖水鳥・湿地センターの運営に協力するとともに、傷病鳥獣救護事業においては県動物愛護管理センターの活用を図る。

5 取締り

(1) 方針

取締りについては、警察署、鳥獣保護管理員等の協力を得て狩猟期、鳥獣の繁殖期及びサシバ飛来期を重点的に行うとともに、本県に生息する鳥獣の違法捕獲、違法飼養について、年間を通じ、随時取締りを行う。

(2) 年間計画

(第25表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
サシバ密猟取締り							←→							
違法猟具等の取締り								←	←	←	←	←	←	
違法捕獲取締り	←												→	
狩猟違反取締り								←	←	←	←	←	←	

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県には、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カンムリワシなどの国内希少野生動物種をはじめとする貴重な野生生物が生息・生育しているが、諸々の開発や外来種の侵入等により生息環境が悪化しており、なかには絶滅の危機に瀕している種もある。今後とも引き続き、これらの現状を踏まえた保護管理事業を検討する。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度を捕獲報告や狩猟鳥獣の生息状況等を踏まえ、計画的に実施する。

3 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣の救護に当たっては、生物多様性の保全に貢献する観点から、救護の目的及び意義を明確化し、その目的等を踏まえ、市町村、獣医師会、動物園、自然保護団体等とも連携を図ることとし、県の一定の関与の上で民間による積極的な取組を推進する。



特に、高病原性鳥インフルエンザについては、発生した場合に家きんへの影響が多いため「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づき、関係機関と連携を図り、平常時から監視に努め、発生時には迅速かつ的確に対応する。

また、豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)については、関係機関と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施に努める。

## 6 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発

#### ア 方針

県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、鳥獣保護管理員、野鳥の会、獣医師会等関係機関・団体と連携・協力して、愛鳥週間等を通して鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図り、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があること、また傷病による野生鳥獣の死も生態系の重要な一要素であることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣の食肉等への有効活用を関係機関と連携して推進する。

#### イ 事業の年間計画

(第26表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間		←→												
サシバ保護の普及・啓発							←→							
野鳥の会等団体の育成指導	←													→

#### ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第27表)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター原画募集 野鳥パネル展	同左	同左	同左	同左	
サシバ飛来数調査	サシバ飛来数調査	同左	同左	同左	同左	

### (2) 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人慣れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、鳥獣による被害を誘引することがないように十分配慮する。また、餌付けを実施する際に

